

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスボ高松 高松市東山崎町六五八番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

- 1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るために方策を講じること。
- 2 ゴミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月十日（火曜日）から同年十一月十日（金曜日）まで